平成２８年（フ）第３９３号
相模原市中央区氷川町９番７号　ハイツ氷川Ａ－203
債務者　野口ともみ
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３９８号
相模原市南区相南１丁目１番１号　相南ビル502
債務者　角田　稔明
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３９９号
相模原市南区相南１丁目１番１号　相南ビル502
債務者　角田　清子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１２５号
新潟県柏崎市大字下田尻1413番地３
債務者　安中　智世
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１７５５号
札幌市東区北33条東９丁目２番８号　リオグランデ北33条302号
債務者　池田　純子
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７７６号
札幌市厚別区もみじ台東１丁目２番10－307号
債務者　菅原　孝之
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７９５号
札幌市豊平区月寒西３条５丁目１番12－203号
債務者　會田　明広
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８０２号
札幌市中央区南11条西９丁目３番11－102号
債務者　宮坂　克之
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２８０号
岩手県八幡平市柏台３丁目５番１－305号　市営柏台第１住宅
債務者　神　とも子
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２７２号
茨城県水戸市酒門町567番地の４　ご長寿くらぶ酒門208号
債務者　村上　　正
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで　水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第６９号
群馬県みどり市大間々町桐原161番地１　グランドール大間々Ｂ棟101号室
債務者　澁澤　建一
1　決定年月日時　平成28年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第７４号
群馬県桐生市本町３丁目６番38－31号
債務者　関根　健治
1　決定年月日時　平成28年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第３３７号
静岡県沼津市大手町２丁目３番16号　ファンカーサ沼津405、前住所静岡県沼津市北高島町９番４号　シャルマン駿河201号
債務者　山田　綾子（旧姓小濵）
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３３号
京都府福知山市字天田109番地の57　市営夕陽が丘団地111号
債務者　木村静子こと　姜　　静子（旧姓正木）
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２８年（フ）第７４３号
大阪府柏原市大県３丁目８番19－323号　シティライフ柏原
債務者　齋藤　将義
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７９８号
堺市堺区百舌鳥夕雲町１丁５番地１、前住所堺市北区百舌鳥赤畑町５丁493番地６
債務者　鶴田　道男
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
兵庫県西脇市西脇1117番地の２　クイーンビル３Ｆ、前住所兵庫県西脇市和田町930番地の１
債務者　高瀬　真和（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで　神戸地方裁判所社支部